



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1157	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定	(長寿社会課)..... 1
1158	指定自立支援医療機関の変更	(障害福祉課)..... 1
1159	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)..... 1
1160	〃	( 〃 )..... 2

## 告 示

### 和歌山県告示第1157号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成28年10月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072500998	TRYAD合同会社	ケアプランセンター やたがらす	和歌山県東牟婁郡那智 勝浦町大字宇久井1730 番地324	居宅介護支援	平成 28.10.1	平成 34.9.30

### 和歌山県告示第1158号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成28年10月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護ステーションなのはな	橋本市橋本1-2-14	医療機関の所在地	橋本市城山台2-22-12	橋本市橋本1-2-14	平成 28.9.13

### 和歌山県告示第1159号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年10月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流及び急傾斜地の崩壊

## (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

貴志川左支溪(1-303-2-064)、絵図谷(1-302-1-037)、真国川右支溪(1-302-1-040)、真国川右支溪(1-302-1-041)、堀谷(1-302-1-042)、真国川左支溪(1-303-2-010)、国木原(201)(Ⅱ-2395)、国木原(202)(Ⅱ-2420)、国木原(203)(Ⅱ-2421)、国木原(204)(Ⅱ-2423)、国木原(205)(Ⅱ-2424)、国木原(301)(Ⅲ-1302)、国木原(302)(Ⅲ-1303)、国木原(303)(Ⅲ-1304)、国木原(304)(Ⅲ-1306)、国木原(305)(Ⅲ-1308)、国木原(306)(Ⅲ-1309)、国木原(307)(Ⅲ-1310)、国木原(308)(Ⅲ-1320)、国木原(101)(Ⅱ-90134)、国木原(102)(Ⅱ-90135)、国木原(103)(Ⅱ-90136)、国木原(104)(Ⅱ-90137)、今西(1)(Ⅰ-573)、今西(201)(Ⅱ-2735)、今西(202)(Ⅱ-2736)、今西(203)(Ⅱ-2737)、今西(101)(Ⅱ-90138)、今西(102)(Ⅱ-90139)、今西(103)(Ⅱ-90140)、野尻前(Ⅰ-514)、絵図(Ⅰ-515)、寺岡(Ⅰ-517)、円明寺(1)(Ⅰ-604)、円明寺(2)(Ⅰ-605)、円明寺(3)(Ⅰ-606)、西野(201)(Ⅱ-2393)、奥佐々(201)(Ⅱ-2397)、西野(202)(Ⅱ-2455)、西野(203)(Ⅱ-2456)、西野(204)(Ⅱ-2457)、円明寺(201)(Ⅱ-2569)、円明寺(202)(Ⅱ-2570)、円明寺(203)(Ⅱ-2571)、円明寺(204)(Ⅱ-90141)、円明寺(206)(Ⅱ-90143)、西野(306)(Ⅲ-1351)、円明寺(301)(Ⅲ-1415)、円明寺(302)(Ⅲ-1416)

## (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 土砂災害警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

## (2) 土砂災害警戒区域の名称

西野谷(1-302-1-038)、西野谷(1-302-1-039)、円明寺(205)(Ⅱ-90142)

## (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第1160号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年10月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

## (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

大引1(5-383-1-013)、大引2(5-383-1-014)、大引3(5-383-1-015-1)、大引3(5-383-1-015-2)、大引4(5-383-1-016)、大引・大引(I-909)、大引(I-926)、大引1(II-4121)、大引2(II-4123)、大引3(II-4124)、大引4(II-4145)、大引5(II-4146)、大引6(III-2572)、吹井18(IV-008)、吹井19(IV-009)、吹井20(IV-010)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに由良町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

大引3(5-383-1-015-3)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに由良町役場に備え置いて縦覧に供する。)